

改正後	改正前
<p>（生態系維持回復事業の認定）</p> <p>第二十六条の二 条例第二十二條の三第二項の認定は、次に該当するこ とについて受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 精神の機能の障がいによりその生態系維持回復事業を適正か つ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に 行うことができない者</p> <p>ロ 略</p> <p>二 三 略</p> <p>別表第一（第十三条関係）</p> <p>一 建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）を新築す ること。</p> <p>1 仮設の工作物（3に掲げるものを除く。）</p> <p>3 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行 われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に 支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>（一）（六） 略</p> <p>（七） 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律</p>	<p>（生態系維持回復事業の認定）</p> <p>第二十六条の二 条例第二十二條の三第二項の認定は、次に該当するこ とについて受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確 実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う ことができない者</p> <p>ロ 略</p> <p>二 三 略</p> <p>別表第一（第十三条関係）</p> <p>一 建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）を新築す ること。</p> <p>1 2 略</p> <p>3 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行 われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に 支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>（一）（六） 略</p> <p>（七） 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三</p>

第三百三十七号) 第三条に規定する漁港施設又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされた施設

(八) (三十四) 略

4 (5) 略

二 (24) 略

別表第三(第十六条、第十七条、第三十二条関係)

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

1 (4) 略

5 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十七条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第二十二条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

6 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

7 (28) 略

二 (9) 略

十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの

条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設

(八) (三十四) 略

4 (5) 略

二 (24) 略

別表第三(第十六条、第十七条、第三十二条関係)

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

1 (4) 略

5 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十七条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第二十二条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

6 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

7 (28) 略

二 (9) 略

十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの

区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

1～6 略

7 漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条に規定する漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

8～11 略

十一 略

十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

1 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

2～10 略

十三 略

区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

1～6 略

7 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

8～11 略

十一 略

十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

1 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十二條の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

2～10 略

十三 略